

平成28年労第398号  
併合  
平成28年労第406号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人Aの亡子であり、請求人Bの亡兄であるC（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、D所在のE会社F工場（以下「事業場」という。）に雇用され、プリント基板の積層工程のライン作業に従事していた。

請求人A及び請求人B（以下「請求人ら」という。）によると、被災者は入社以後、ほぼ昼夜交替勤務に従事し、1週間交代の勤務に身体が馴染めず、不眠症状に悩まされていたという。また、被災者は平成〇年〇月〇日、G病院に受診し、「抑うつ気分」と診断され、投薬治療を受けるも、症状がなかなか改善されず、精神的に滅入っていたという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自家用車内で練炭を燃やして死亡しているところを発見された。死体検案書には、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日午後〇時頃と推定」、直接死因：「一酸化炭素中毒」、死因の種類：「自殺」と記載されている。

請求人Aは、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとして、監督署長に葬祭料を請求し、請求人Bは、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人らは、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人らは、更にこの各決定を不服として、各々本件再審査請求に及んだものである(請求人Aにつき平成28年労第398号、請求人Bにつき平成28年労第406号。)

当審査会は、これらの再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医の意見、診療経過、関係者の申述等をもとに、被災者は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病し、また、平成〇年〇月〇日に本件疾病が悪化したものと判断しており、当審査会も、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、

当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

評価期間において、業務における心理的負荷となった出来事として、請求人らは、①昼夜交代勤務の開始、②被災者の作業ミスに対する上司からの注意指導、を主張していることから、以下、検討する。

(ア) 上記①の主張は、被災者は、入社以後ほぼ昼夜交替勤務に従事し、1週間交代の勤務に身体が馴染めず、不眠症状に悩まされていたというものである。

この点、決定書理由に説示のとおり、被災者は、平成〇年〇月に入社後、日勤勤務に従事していたところ、同年〇月から、1週間おきの昼夜交代勤務に就いていることから、認定基準別表1の「勤務形態に変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に当てはめて評価すると、交代勤務開始後においても労働時間数、休日の変更はなく、また、当該事業場においては、就業規則で交代勤務が定められ、他の労働者も日常的に交代勤務をしているものであり、特に過重な勤務形態であったとは認められないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(イ) 上記②の主張は、被災者は、事業場における配慮を欠いた指導や対応に、強い精神的ストレスを感じていたというものである。

この点、被災者は、月に2、3回、コンベアーに流したSUS板を詰まらせるなどの作業ミスをしたときに、上司のHやIから注意指導を受けていたことが認められることから、認定基準別表1の「上司とのトラブル」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当てはめて評価すると、以下のとお

りである。

- a Hは、要旨、「被災者が作業上のミスをしたときには、当然私は責任者として指導を行いました。まず、一緒に機械設備の状態を確認しながら、ミスをした原因について注意指導しました。その際には、大声を荒げたり、人格を否定するような暴言を吐いたり、暴力を振るったということは全くありません。被災者に対して特につらくあたったということもありませんし、業務の範囲を逸脱した注意指導はしていません。被災者は、私の話をよく聞いて理解したうえでメモをとって『はい』といつも言っていました。その際には、申し訳なさそうな表情はしていません。他の従業員の人達に聞いてもらえばわかると思いますが、私は部下の従業員が作業上のミスをしたときには、誰に対しても全く同じ対応をしています。」と述べている。
- b また、Iは、要旨、「私は、被災者に注意する際には、大声で怒鳴ったりしたことはありませんが、危険を伴うミスやその場しのぎで話をつくらせたとき、同じ作業ミスを次の日にもしたときには、厳しく言ったことはありました。ただ、業務の指導の範囲を超えた指導は一切したことはありません。また、人格を否定するような暴言を言ったことも一切ありませんし、暴力を振るったということもありません。」と述べている。
- c さらに、被災者の同僚であるJも、要旨、「Hは、私が作業ミスをしたときなどには、機械の状態を一緒に確認してくれて、原因についてわかりやすく説明指導してくれます。その際には、大声で怒鳴られたり、人格を否定するような暴言を受けたり、暴力を振るわれるような叱責を受けたことは一切ありません。また、日頃から業務を逸脱した指導を受けたことはありません。他の従業員に対しても、厳しい叱責をしているところをみたことはありませんし、日頃から誰に対しても同じ対応をしています。また、Iは、少し厳しいところはありましたが、業務の範囲を逸脱するような叱責を受けたことはありません。作業ミスをしたときに、暴力を振るわれたり、大声で怒鳴られたり、人格を否定するようなことを言われたりしたことはありません」と述べている。
- d その他の事業場関係者も、HやIが従業員を指導する際に人格を否定するような叱責をするようなことはなく、口調は厳しく感じられること

があるものの、優しく対応していたと述べている。

- e 以上のように、HやIによる注意指導は、時に厳しい口調であったと推認されるも、的確な業務遂行を行わせるために必要となる指導・叱責であったと認められるものであり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(ウ) 被災者は、評価期間において、恒常的長時間労働は認められない。

ウ したがって、評価期間において、業務による心理的負荷の総合評価「中」である出来事と「弱」である出来事が認められるが、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、当審査会は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) 次に、本件疾病の悪化が業務に起因するものであったかを検討すると、以下のとおりである。

被災者は、上記(1)のとおり、平成〇年〇月〇日に本件疾病が悪化したと認められるところ、本件疾病の悪化する前おおむね6か月以内の出来事として、①本件疾病発病後においても、被災者がコンベアーを詰まらせるなど作業ミスをした際に、度々上司から注意指導を受けていたこと、②同日に、被災者が、作業ミスによりラック（総重量約100kg）を床に落下させる事故を起こしたことが認められる。

まず、被災者がコンベアーを詰まらせるなどの作業ミスをしたことは事実であり、その際Iから厳しい注意指導もあったと認められるが、同出来事は、決定書理由に説示のとおり、認定基準別表1の特別な出来事には該当しないものと判断する。

次に、平成〇年〇月〇日の事故については、Hは、「被災者は、SUS板を載せるラックが定位置に固定されていない状態で引いたために、ラックを床に落下させるという事故を起こしました。人がそばにいた場合には、骨折や打撲などのけが人が出るところでしたが、幸いにも、被災者も他の従業員もけがはしませんでした。ただ、死亡事故につながるような大きな事故ではありませんでした。誰もが被災者のことを心配していました。事故を起こしたことに対して問い詰める人は誰もいませんでした。勤務終了後、被災者はまだ動揺していたので、事故の状況を聞いた後に、仕事とは関係ない雑談をして、気分を落ち着かせてから帰宅させました。被災者は、落ち着いた感じで帰宅しました。」と述

べており、また、Iも、「今回の事故の件も含めて、これまでに被災者が作業ミスをしたことに対して、責任が問われたりペナルティを科せられたりしたことはありません。」と述べていることから、当該事故についても、認定基準別表1の特別な出来事には該当せず、当審査会としては、本件疾病の悪化についても、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(5) したがって、本件疾病の発病は、業務上の事由によるものとは認められず、また、本件疾病の悪化についても、業務上の事由によるものとは認められないことから、被災者の精神障害の発病及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(6) なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人らに対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。